

2 独占禁止法はどのような法律でしょうか

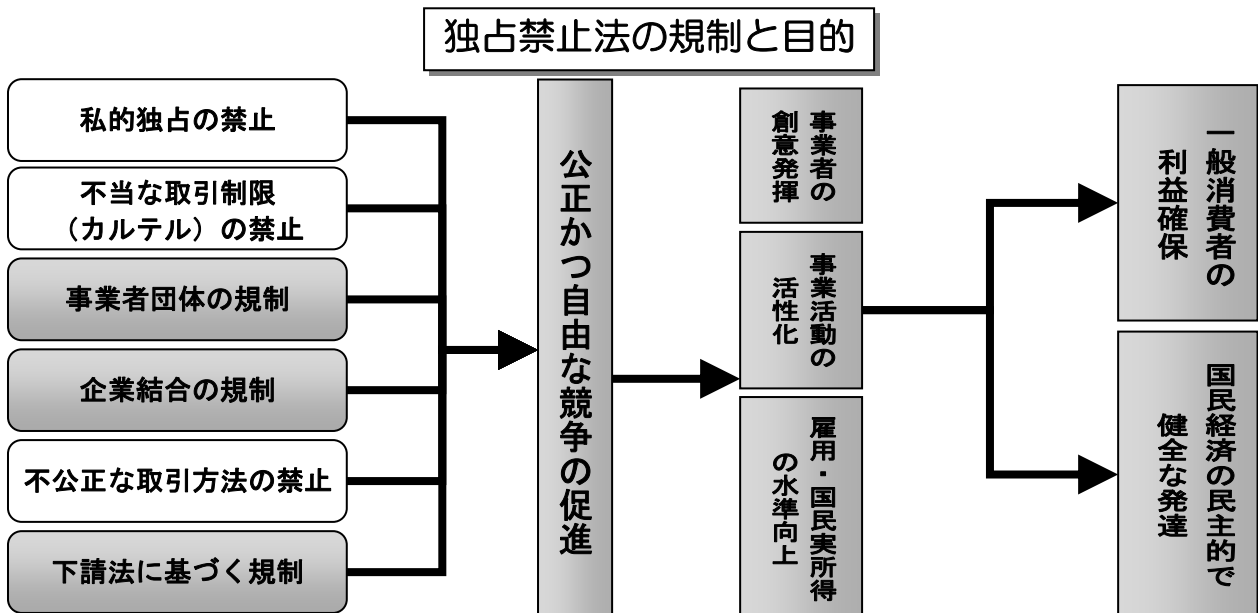
1 独占禁止法の目的

自由経済社会では、事業者は自由に商品（もの）やサービスを提供し、消費者は、欲しいものを自由を選べる仕組みになっています。事業者は、公正で自由な競争が行われている市場において、創意工夫により、「良質・廉価」な商品やサービスを提供しようと努力し、このように事業者が競い合うことによって、市場に「良質・廉価」な多種多様な商品・サービスが供給されることで、一般消費者の利益が守られます。

独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）は、事業者に、「公正で自由な競争」の機能を発揮させ、これにより、企業の活力を生み出し、消費者の利益を確保し、国民経済の健全な発達を図ることを目的とした法律です。

2 独占禁止法の3本柱

独占禁止法で違法とされている行為の主なものは私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の3つです。私的独占と不当な取引制限は、市場での自由な競争を実質的に制限する行為であるのに対し、不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為です。



(1) 私的独占の禁止

有力な事業者が、単独で又は他の事業者と手を組み、競争相手を**市場から排除**したり、新規参入者の参入を妨害し、あるいは他の事業者の**事業活動を支配**することにより、市場を独占しようとする行為は独占禁止法第3条（前段）に規定する「私的独占」に当たり、違法になります。

正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、私的独占とはいえ、違法とはなりません。

(2) 不当な取引制限の禁止

本来、事業者が、それぞれ自主的に決めるべき商品（もの）やサービスの価格や料金、販売や生産数量、販売先や取引の相手方などを共同で取り決め、お互いに競争するのを止めたり、新規参入者の参入を共同して阻止するなどの行為は、独占禁止法第3条（後段）に規定する不当な取引制限（カルテル）に当たり、違法になります。

国や地方公共団体などが発注する公共工事や物品等の公共調達に関する入札において、入札に参加し得る事業者の間で、受注予定者や受注金額等を決めてしまう「**入札談合**」も**不当な取引制限の一形態**です。

入札談合は、受注予定者を決めるだけでなく、受注予定者が受注できるように受注予定者の受注する価格を決める価格制限も伴っているため、取引の相手方の制限（受注予定者を決めること）と価格制限のカルテルでもあります。

また、発注者は必ずしも官公庁に限られません。民間発注のものでも受注予定者を決めるような場合には、違反になります。

（注）公正取引委員会では、官公庁発注（官公需）に係るものを「入札談合」、民間発注（民需）に係るものを「受注調整」と区分しています。

<民間発注に係る受注調整の事例>

- ・自動車メーカー発注の自動車部品に係る受注調整事件（平成25年 措置）
- ・農協等発注の農業施設工事に係る受注調整事件（平成27年 措置）
- ・中部電力㈱発注のハイブリッド光通信装置ほかに係る受注調整事件（平成29年 措置）
- ・東日本電信電話㈱発注の作業服に係る受注調整事件（平成30年 措置）
- ・東海旅客鉄道㈱発注の中央新幹線に係る建設工事受注調整事件（平成30年 告発）

カルテルや談合などの不当な取引制限は、市場の機能を直接的に侵害する最も悪質な行為であり、独占禁止法違反事件の中で最も多いのもこの行為です。

「**不当な取引制限**」とは、「事業者が」、何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と「共同して」対価を決定し、又は取引の相手方を制限する等「相互にその事業活動を拘束」し、「公共の利益に反して」、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」をいいます（第2条第6項）。

つまり、複数の事業者間で、価格や料金、あるいは販売先等を取り決めることなどにより、お互いに競争を制限あるいは回避する共同行為であり、それによって、その市場における競争を実質的に制限することです。

入札談合であれば、入札において、あらかじめ受注予定者を決めて、お互いに競争を回避することが当たります。

「不当な取引制限」のポイントは、「複数の事業者による共同行為」ということです。

「共同して」とは、価格や数量、販売先、受注などについて、事業活動を制限し合うことについて、入札参加者など事業者間に、何らかの「意思の連絡」があることをいいます。

「意思の連絡」は「合意」とも言われます。

「合意」というのは「決定」とか「協定」という言葉よりも広い意味であって、お互いの事業活動の制限について、共通の意思が形成される場合のすべてを含みます。例えば、話し合いの中で、皆が、他の事業者がどういう行動をとるか予測し、これらと歩調を揃えようとする場合（これを「暗黙の合意」といいます。）も含まれます（資料2：事例 25）。また、話し合いの会合に参加していない場合でも、参加者から連絡を受けて合意に従って行動すれば、「意思の連絡」が認められることとなります。

「相互にその事業活動を拘束」となっていますが、合意を守らない場合にペナルティなどの制裁があるかどうかは関係ありません。自発的に約束を守る「紳士協定」であっても違反になります。

「競争を実質的に制限する」とは、入札談合に関する合意によって、「当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい」、「当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすこと」をいいます（平成 24・2 多摩談合事件最高裁判決）。

入札談合を行おうとする場合、通常、当事者らにおいて、実効性の乏しいような談合を行うことはあり得ないことなので、入札談合を行うこと自体がそもそも「落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態」にあるとみられることとなります。

カルテルや談合が事業者間の共同行為としてではなく、事業者団体が中核となって行う場合には、事業者団体による競争制限行為を禁止している第 8 条の規定が適用されることもあります。

公正取引委員会は、事業者団体のどのような活動が独占禁止法で禁止されているか、また、どのような活動は違反とならないかなどを示した事業者団体ガイドライン（「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」）を公表（平成 7 年）しています。

(3) 不公正な取引方法の禁止

事業者が、お互いに創意工夫し、競争機能を発揮するためには、公正な競争が行われることが必要です。そこで、独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として、独占禁止法第19条により禁止しています。

公正な競争を阻害するおそれとは、

- ① 自由な競争が妨げられていること（取引拒絶，不当廉売，再販売価格拘束など）
 - ② 競争が価格・品質・サービスを中心としたものでないこと（欺まんの方法などによる顧客誘引，抱き合わせ販売，取引妨害など）
 - ③ 取引主体の自主的な判断で取引が行われていないこと（優越的地位の濫用）
- により競争秩序に悪影響を及ぼす行為をいいます。

どのような行為が不公正な取引方法に当たるかは、法第2条第9項において5つの行為類型が定められているほか、第2条第9項第6項に基づいて公正取引委員会が告示によって具体的に指定しています。

※ 独占禁止法の補完法として下請代金支払遅延等防止法（下請法）があり、物品の製造委託と修理委託，情報成果物の作成委託，役務の提供委託を対象として、親事業者の下請事業者に対する優越した地位の濫用行為を規制しています。下請事業者の利益の保護を図る法律ですが、建設工事の下請負については、建設業法で別途規制されていますので、下請法の対象となっていません。

入札談合との関係では、受注予定者の決定に協力しない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が違反することになります。事業者団体が、事業者と同様のことをさせるようにすれば、第8条第5号の規定に違反することになります。